

## 1 審議会の結論

令和3年5月19日付けの「審査請求人が、令和〇年〇月から同年〇月頃までに、宮崎県警察本部生活安全企画課及び監察課に、えびの警察署の対応のことで相談や苦情を申し立てた内容及びえびの警察署刑事生活安全課や駐在所等に相談などした内容や、警察が審査請求人のことを保健所に通報したことなどが分かる内容」についての保有個人情報開示請求に対して、令和3年6月30日付けで 宮崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）については、不開示とした箇所のうち、警察安全相談処理票及び措置結果の措置結果欄に記載された内容については開示すべきである。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

部分開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

### (2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 不開示部分は、宮崎県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第2号、第2号ウ、第7号ウ及びキには該当しない。

イ 警察官の職については開示すべきである。

ウ 開示された記録に、虚偽の記載や審査請求人に聞いていないこと等の記載がある。

エ 開示された記録が、小林保健所（以下「保健所」という。）の記録と一致していない。

オ 警察は保健所に、審査請求人のプライベートな部分まで情報提供している。個人情報の収集日時と保健所に情報提供した日時を開示すべきである。

カ 警察と何の接触もない日の記録について、全て不開示となっている。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

### (1) 開示しなかった保有個人情報

ア 開示請求者以外の個人情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月

日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであって、次のいずれにも該当しないもの。

- (ア) 法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報。
  - (イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報。
  - (ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）。
- イ 宮崎県警察が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるものに該当するもの。
- (ア) 警察が行う事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの。
  - (イ) 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの。

## (2) 開示しなかった理由

条例第17条第2号本文若しくはウ又は同条第7号ウ若しくはキに該当する不開示情報であるため。

## 4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論要旨

審査請求人が反論書で述べている要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 開示箇所は虚偽の記載や不自然な記載がされている。

イ 保健所との連絡等を開示して、警察が23条通報と判断した理由を説明すべきである。23条通報に係る通報書の開示を求める。

ウ 不開示箇所は虚偽の記載の可能性が高いと思われる。開示を強く求める。

エ 個人の権利と利益、人権を侵害している。警察が保有している全ての個人情報の開示を求める。

## 5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和 3年12月15日	諮問を受けた。
令和 4年 1月27日	諮問の審議を行った。
令和 4年 3月14日	諮問の審議を行った。
令和 4年 4月20日	諮問の審議を行った。

## 6 審議会の判断理由

### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、実施機関が作成した審査請求人に係る警察安全相談処理票、措置結果、苦情受理票及び苦情処理票である。当情報は、相談や苦情を受けた際に作成し、相談者に係る氏名等の情報、相談内容及び当該相談に対する措置状況等を記載している。

### (2) 審議会における審査方法について

当審議会は、条例第48条第1項及び第4項に基づき、インカメラ審理（実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審議会の委員が本件決定に係る保有個人情報を実際に見分して審議を行うこと）を行うとともに、実施機関の出席を求め、不開示部分に関する説明を聴き、本件決定の妥当性について審議した。

### (3) 条例の規定について

ア 条例第17条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）

(ア) 条例第17条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもので、ただし書に掲げる情報を除くもの。」を不開示情報として規定している。

(イ) 同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が知事が別に定める職にあ

る警察職員である場合にあっては、当該警察職員の氏名を除く。）」と規定している。なお、知事が別に定める職については、宮崎県個人情報保護条例第17条第2号ウの知事が別に定める職に関する規則により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とされており、これらに該当する警察職員の氏名は、本ただし書により開示される情報から除かれ、不開示情報となる。

イ 条例第17条第7号（行政の事務事業に関する情報）

（ア）条例第17条第7号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるものに該当するもの」を不開示情報として規定している。

（イ）「次に掲げるもの」として、「ウ 指導、選考、診断、相談その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」及び「キ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」を規定している。

（4）本件決定の妥当性について

本件対象保有個人情報に係る本件決定の妥当性について検討する。

ア 条例第17条第2号の妥当性について

実施機関が条例第17条第2号に基づいて不開示とした箇所は、警察安全相談処理票や措置結果の措置状況欄に記載された、審査請求人以外の個人に関する情報である。

当審議会にて同号に基づいて不開示とした箇所を確認したところ、当該箇所には審査請求人以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報については、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、当該箇所については、不開示が妥当である。

イ 条例第17条第2号ウの妥当性について

実施機関が条例第17条第2号ウに基づいて不開示とした箇所は、知事が別に定める職にある、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に関する情報である。この情報については、同号ウに不開示情報と規定されているため、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において、警察職員の職については開示すべきと主張しているが、当審議会にて本件対象保有個人情報を確認したところ、警察職員の職について不開示としている箇所はなく、既に開示されているものである。

ウ 条例第17条第7号ウの妥当性について

警察安全相談処理票及び措置結果の措置結果欄、決裁者の意見・指示等欄及び措置状況欄に記載された内容や、警察安全相談処理票の相談内容欄及び苦情処理票に記載された内容について、実施機関は、相談事務に関し、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報として、条例第17条第7号ウに基づき、不開示としている。

本件対象保有個人情報については、同号ウに基づいて直ちに不開示となるものではなく、個々の事例ごとに、開示することによる利益と不開示とする利益とを比較衡量して、当該判断に支障を及ぼすと認められるときに不開示とすることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。

当審議会にて同号ウに基づいて不開示とした箇所を確認し、実施機関の説明を聴いたところ、警察安全相談処理票及び措置結果の措置結果欄に記載された内容について、実施機関は、当該箇所を開示すると、実施機関が受けた相談等に関する対応方針が明らかになるため、一律に不開示としたと説明する。しかし、不開示とする場合においては、個々の事例ごとに判断する必要があるため、当該箇所の記載内容を確認したところ、開示することによって、実施機関の判断に実質的な支障を及ぼすとは認められない。よって、当該箇所については、開示が妥当である。

なお、その他の不開示箇所については、当該箇所を開示することにより、実施機関内部での意思決定過程が外部に明らかになることで、不要な混乱を招くおそれや、実施機関における判断に委縮効果が生じるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行について、単に名目的な支障に限らず、実質的な支障を及ぼすと認められるため、不開示が妥当である。

#### エ 条例第17条第7号キの妥当性について

実施機関が条例第17条第7号キに基づいて不開示とした箇所は、他の実施機関との連絡内容を含む情報である。

当審議会にて同号キに基づいて不開示とした箇所を見分したところ、当該箇所を開示することにより、今後行われる同種の事案における、他の実施機関からの情報提供や実施機関相互の率直な意見交換に影響が生じ、当該事務の適正な遂行について、単に名目的な支障に限らず、実質的な支障を及ぼすと認められる。よって、当該箇所については、不開示が妥当である。

#### (5) 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件対象保有個人情報の記載内容等について種々主張するが、審査請求人のその他の主

張については、当審議会で判断し得るところではない。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 7 付言

警察安全相談処理票及び措置結果の措置結果欄に記載された内容を除く不開示箇所については、6（4）のとおり、不開示が妥当であるが、警察安全相談処理票及び措置結果の決裁者の意見・指示等欄の記載内容等について、実施機関が、記載の内容によって一律に開示及び不開示の判断をしたと思われる部分が見受けられる。不開示情報の妥当性は、当該情報に係る事務又は事業の進行の状況等など事情の変更に伴って変化するものであるため、実施機関においては、開示請求がある度に個別具体的に判断されたい。